

塩谷町地域防災計画

改訂の概要

令和 7 年 1 月

塩 谷 町

目 次

第 1	計画改訂の方針	1
第 2	塩谷町地域防災計画の位置付け	1
第 3	計画の体系（全体構成）	2
第 4	近年の国等の主な防災対策	3
第 5	栃木県地域防災計画の修正	12
第 6	計画の目次構成	14
第 7	主な修正項目	18

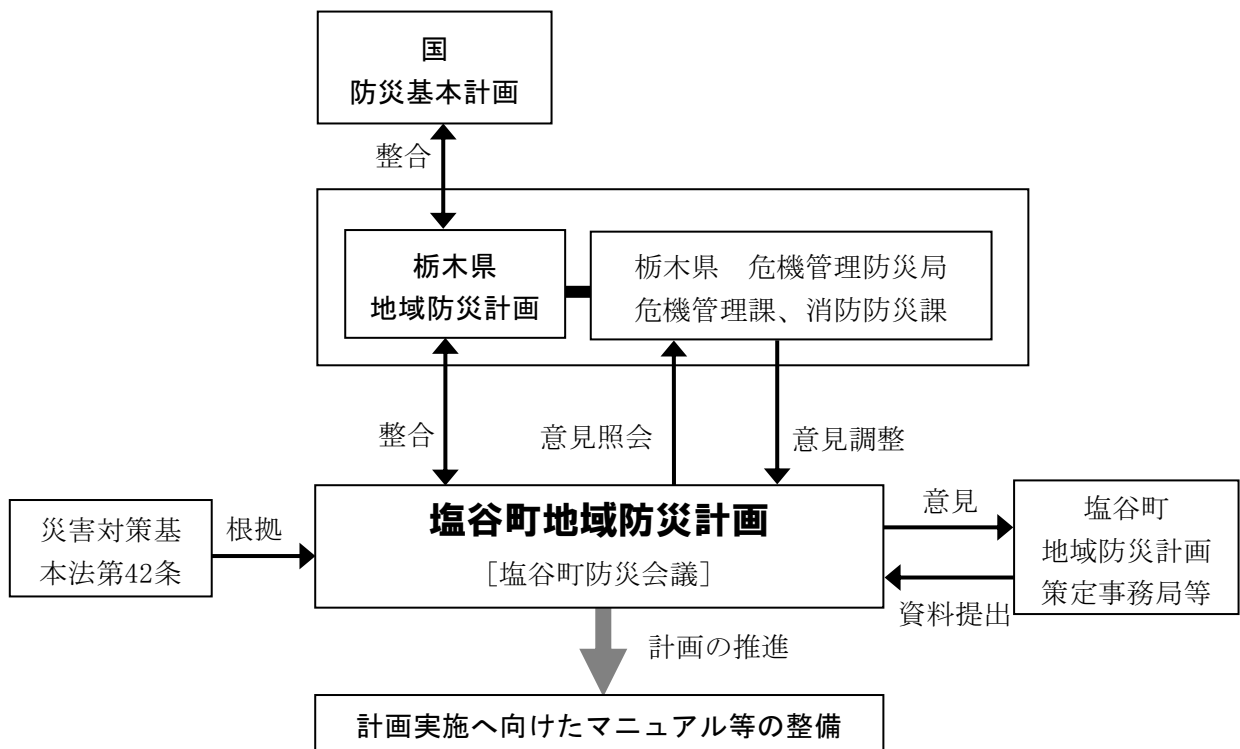
第1 計画改訂の方針

塩谷町地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、塩谷町防災会議が作成する災害対策に関する計画であって、災害に強い安全・安心で快適なまちづくりを実現するために、東日本大震災、能登半島地震等近年発生した災害の教訓を踏まえて塩谷町の具体的な被害想定を把握し、現行（令和3年2月改訂）の「塩谷町地域防災計画」に反映させるものであり、防災関係法令や国・県の防災計画との整合性を図るとともに、地域の実情に合った現実的かつ理解しやすく実効性の高い計画に改訂することを目的とします。

町、県、防災関係機関、事業者並びに住民は、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、並びに経済被害を軽減するための備えをより一層充実させる必要があることから、その実践を積極的かつ計画的に促進するものとします。

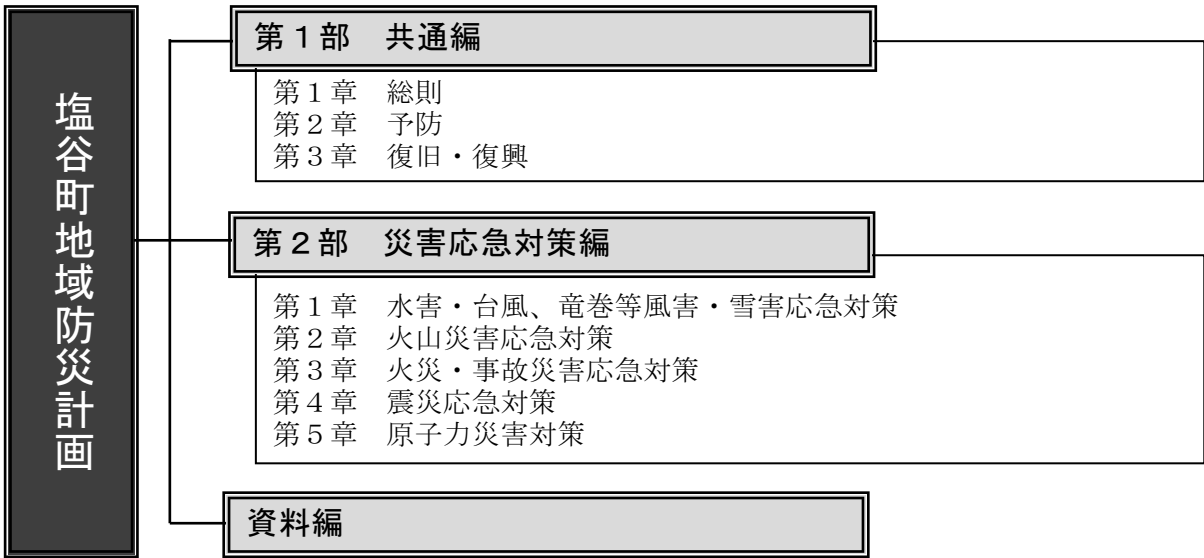
第2 塩谷町地域防災計画の位置付け

塩谷町地域防災計画の位置付けは以下のとおりです。



第3 計画の体系（全体構成）

塩谷町地域防災計画の全体構成は以下のとおりとします。



第4 近年の国等の主な防災対策

【前回改訂（令和3年）以降】

1. 災害対策基本法等の一部改正（令和3年5月）

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、災害対策基本法等の一部が改正された。

（1）災害対策基本法の一部改正

- ① 災害時における円滑かつ迅速な避難の確保
- ② 災害対策の実施体制の強化

（2）内閣府設置法の一部改正

内閣府における防災担当大臣の必置化

（3）災害救助法の一部改正

非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用として、国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

（4）目標・効果

広域避難に関する取組の推進として、広域避難を検討している市町村における広域避難のための協定の締結割合2020年度：80%⇒2025年度：100%

2. 避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年5月10日）

災害対策基本法が令和3年に改正（5月10日公布、5月20日施行）されたことを受け、市町村が避難情報の発令基準等を検討・修正等する際の参考となるよう、これまでの「避難勧告等に関するガイドライン」の名称を含め改定され、「避難情報に関するガイドライン」として公表された。

法改正に伴う改定のほか、「災対法条文と警戒レベルの関係」「避難行動」「発令対象区域の絞り込み」等について内容の充実が図られたほか、よく挙げられる疑問に対し、「関連情報」として詳細解説が行われた。

3. 防災基本計画の修正（令和3年5月）

（1）災害対策基本法の改正を踏まえた修正

- ① 災害対策本部の見直し
- ② 個別避難計画の作成
- ③ 避難勧告・避難指示の一本化等

④ 広域避難に関する事項

(2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

- ① 避難所における感染症対策
- ② 避難所開設・運営訓練の実施
- ③ パーティション等の備蓄の促進
- ④ コロナの自宅療養者等に対する情報共有等
- ⑤ 被災自治体への応援職員等の感染症対策

(3) その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

- ① 災害対応業務のデジタル化の推進
- ② 福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保
- ③ 今冬の大雪による大規模な車両滞留を踏まえた対応
- ④ あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の推進
- ⑤ 首都直下地震緊急対策区域における切迫性に応じた地震対策の推進
- ⑥ 事前防災の取組や複合災害への対応の推進
- ⑦ ボランティアの調整事務の委託を受けた災害ボランティアセンターの必要な経費に対する災害救助法による支援
- ⑧ 防災ボランティアと自治体・住民・NPO等との連携・協働の促進
- ⑨ 正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進
- ⑩ それぞれの被災者に適した支援制度を活用した生活再建
- ⑪ 女性の視点を踏まえた防災対策の推進

4. 福祉避難所の確保・運営ガイドラインの改定（令和3年5月）

(1) 改定の趣旨

指定福祉避難所の指定を促進し、事前に受入対象者を調整し、人的物的体制の整備を図り、災害時の直接の避難等を促進し、要配慮者の支援を強化

(2) 主な改定内容（記載の追加）

- ① 指定福祉避難所の指定及びその受入対象者の公示（災害対策基本法施行規則の改正に伴う措置）
- ② 指定福祉避難所への直接の避難の促進
- ③ 避難所の感染症・熱中症、衛生環境対策
- ④ 緊急防災・減災事業債を活用した指定福祉避難所の機能強化

5. 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の改定（令和3年5月）

(1) 優先度の高い避難行動要支援者についての個別避難計画の作成目標

市町村が主体で、地域の実情に応じておおむね5年程度で作成に取り組む

(2) 個人番号を活用した避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成・更新

個人番号（マイナンバー）を活用し、避難行動要支援者名簿・個別避難計画に記載する情報を取得できるようになり、自治体職員の業務負担の軽減や、現状に即した避難支援等につながる

(3) 個別避難計画の作成に関する留意事項

- ① 計画作成の業務には、本人の状況等をよく把握し、信頼関係も期待できる福祉専門職の参画が極めて重要
- ② 避難を支援する者の確保（個人とともに団体（自主防災組織や自治会等）も避難支援等実施者になり得る）
- ③ 避難を支援する者の負担感の軽減（複数人で役割分担をする、地域の避難訓練等を通じた支援者の輪を広げる取組）
- ④ 計画の作成後も、計画内容の改善や避難の実効性の向上につながるため、避難訓練を行うことが適切
- ⑤ 個別避難計画情報についての避難支援等関係者への提供（本人の同意又は条例に特別の定めがある場合は、平時から地域の自主防災組織や消防団、民生委員等の避難支援等関係者と情報を共有）
- ⑥ 社会福祉施設等から在宅に移る避難行動要支援者については、速やかに避難行動要支援者名簿に記載し、避難支援に切れ目が生じないように留意 など

6. 水害からの広域避難に関する基本的な考え方（令和3年5月）

広域避難の実効性を確保するため、各地域の行政機関や公共交通機関等の関係機関が、平時から顔の見える関係を構築し、地方公共団体において必要な検討や協定の締結等を進めていく必要がある。これを踏まえ、地方公共団体において広域避難の検討を促進し、地域や住民が広域避難の必要性を理解し、円滑な広域避難の実施につながるよう、地方公共団体が広域避難の検討を行う際に活用することを目的として、基本的な考え方や検討手順、先進事例等についてとりまとめた。

7. 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年5月27日公布）

静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生→甚大な人的・物的被害（令和3年7月）を踏まえ、盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制

※法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称”盛土規制法”

※国土交通省・農林水産省による共管法とし、両省が緊密に連携して対応

国土交通大臣及び農林水産大臣は、盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針を策定

8. キキクル（危険度分布）における「黒：災害切迫」の新設等〔気象庁〕（令和4年6月1日）

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難情報が変更になったが、警戒レベルのカラーコードとキキクル（危険度分布）のカラーコードが一致していなかったため、警戒レベルとの齟齬を解消し、警戒レベル相当情報としてより分かりやすく危険度を伝えることができるように「黒：災害切迫」（警戒レベル5相当）が新設され、「うす紫：非常に危険」と「濃い紫：極めて危険」が「紫：危険」（警戒レベル4相当）に統合された。

9. 防災基本計画の修正（令和4年6月）

（1）令和3年度に発生した災害を踏まえた修正

＜令和3年7月1日からの大雨＞

- ① 盛土による災害の防止に向けた対応
- ② 安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化
- ③ 適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令

（2）その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

- ① 防災情報のデータ連携のための環境整備
- ② 自治体等の災害対応における先進技術の導入の促進
- ③ 線状降水帯に関する情報発信及び観測体制の強化等
- ④ 避難所における食物アレルギーへの配慮
- ⑤ 避難所等における再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備等の整備
- ⑥ 一般送配電事業者等における無電柱化の促進

10. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（市町村）の追加指定、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域（市町村）の指定（令和4年9月30日）

日本海溝・千島海溝地震で対策強化が必要な「地震防災対策推進地域」に、追加指定市町村を含め8道県272市町村が指定された。そのうち、津波で深刻な被害が予想される108市町村は「津波避難対策特別強化地域」とされた。

11. 北海道・三陸沖後発地震注意情報の運用（令和4年12月）

千島列島から北海道の沖合にかけての「千島海溝」沿いと、「日本海溝」のうち北海道の南から岩手県の沖合にかけて想定される巨大地震について、地震発生のもと、その周辺で続いて大きな地震が発生することがあるため、日本海溝・千島海溝周辺に影響を与えるマグニチュード7以上の地震が発生した場合、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表される。

東日本大震災の場合、平成23年3月9日にM7.3の地震が発生しており、2日後の3月11日に

M9.0の地震が発生した。令和4年12月に運用が開始される。

12. 改正個人情報保護法施行後の避難行動要支援者名簿情報等の取扱い（令和5年4月）

改正個人情報保護法の施行（令和5年4月1日）後は、一般的な個人情報の外部提供は個人情報保護条例ではなく、改正個人情報保護法で利用目的以外の利用が制限されることとなるが、避難行動要支援者名簿の個人情報保護についての取扱いは特別法である災害対策基本法が優先されるため、災害対策基本法第49条の11第2項に基づき、本人同意を得た上で、平常時から名簿情報を外部に適用することが可能（条例に特別の定めがある場合は、避難行動要支援者の同意の有無にかかわらず提供できる。）となる。

13. 防災基本計画の修正（令和5年5月）

（1）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る基本計画の変更を踏まえた修正

北海道・三陸沖後発地震注意情報（※）の解説・伝達

（2）令和4年に発生した災害を踏まえた修正

- ① 旅客船の総合的な安全・安心対策の強化＜北海道知床で発生した遊覧船事故＞
- ② 火山噴火等による津波に関する普及啓発・情報伝達＜トンガ諸島の火山噴火による潮位変化＞

（3）最近の施策の進展等を踏まえた修正

- ① 多様な主体と連携した被災者支援
- ② 国民への情報伝達
- ③ デジタル技術の活用

14. 気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（令和5年5月31日一部施行、11月30日施行）

防災に関する情報提供の充実に向けて、国・都道府県が行う洪水等の予報・警報や民間の予報業務の高度化・充実を図るため「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律」が、公布・施行された。

（1）国・都道府県による予報の高度化

- ① 都道府県指定洪水予報河川の洪水予報の高度化
- ② 火山現象に伴う津波の予報・警報の実施

（2）民間事業者による予報の高度化

- ① 最新技術を踏まえた予報業務の許可基準の最適化
- ② 防災に関連する予報の適切な提供の確保
- ③ 予報業務に用いることができる気象測器の拡充

15. 第13次地方分権一括法に伴う災害対策基本法改正（令和5年6月16日公布）

罹災証明書の交付に必要な被害認定調査において、住家の構造や住家の全体構成を示す図面等の情報が必要なため固定資産課税台帳等を利用できれば調査の迅速化につながるが、地方税法上漏らしてはならない「秘密」に該当するため利用できなかったが、固定資産課税台帳等の情報の利用を可能とする旨の見直しが行われ、被災者の住家に関する情報をその保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために内部利用が可能になった。

16. 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（令和5年6月16日内閣府告示）

被災直後に、災害によって屋根等に被害を受けた住宅の損傷が拡大しないように、被災者の住宅に対する緊急の修理を可能とする制度。令和元年房総半島台風（第15号）や、令和3・4年発生の福島県沖を震源とする地震など、住居の屋根等に著しい損傷を発生させ、直後の降雨により住宅の被害が拡大し、ブルーシートの展張が実施できる団体等を把握しておらず、対応が後手に回ったことや高齢者等が屋根で作業中に誤って転落し、災害関連死となるケースが発生したことが背景にある。（令和5年4月1日から適用）

17. 国土強靱化基本法の一部改正に伴う国土強靱化基本計画の変更（令和5年7月28日閣議決定）

（1）4つの基本目標

- ① 人命の保護
- ② 国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

（2）国土強靱化に当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化

- ① 国土強靱化の理念に関する主要事項
- ② 分野横断的に対応すべき事項
- ③ 社会情勢の変化に関する事項【新規】
- ④ 近年の災害からの知見【新規】

（3）国土強靱化を推進する上での基本的な方針【5本柱】

- ① 国民の生命と財産を守る防災インフラ（河川・ダム、砂防・治山、海岸等）の整備・管理
- ② 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化
- ③ デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化【新規】
- ④ 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化
- ⑤ 地域における防災力の一層の強化（地域力の発揮）【新規】

（4）脆弱性評価

- ① 12の個別施策分野〔1.行政機能/警察・消防等/防災教育等、2.住宅・都市、3.保健医療

・福祉、4. エネルギー、5. 金融、6. 情報通信、7. 産業構造、8. 交通・物流、9. 農林水産、10. 国土保全、11. 環境、12. 土地利用（国土利用）]

② 6の横断的分野 [A. リスクコミュニケーション、B. 人材育成、C. 官民連携、D. 老朽化対策、E. 研究開発、F. デジタル活用【新規】]

18. 災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令、内閣府令（令和5年9月1日施行）

緊急通行車両のうち、政令で定めるもの（災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）については、当該車両に該当することの確認を受けることとされており、その確認は災害発生時等においてのみ行うこととされているが、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、災害応急対策を実施することとされている指定行政機関等の車両については、災害発生時等の前においても災対法施行令に基づく確認を行うことができることとする。

また、災対法施行令に基づく確認の申出の手続について、現状、各知事・公安委員会によって必要な書類等の一部が異なっているため、上記確認を的確かつ円滑に行えるようにするとともに、申出者の利便性の向上を図るため、災対法施行令に基づく確認に係る申出書及び添付書類について規定するほか、標章及び証明書の書換え交付、再交付及び返納等について規定する。

19. 土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて（国土交通省通知 令和5年11月10日）

令和6年度より、警戒避難体制の整備等を要する区域としては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条に規定する「土砂災害警戒区域」、同法第9条に規定する「土砂災害特別警戒区域」及びこれらの総称としての「土砂災害警戒区域等」を使用し、「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」及びこれらの総称としての「土砂災害危険箇所」を使用しない。また、令和6年度以降、土砂災害警戒区域（土石流）より上流の渓流を「土石流危険渓流」と呼ぶ。

20. 活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律（令和6年4月1日施行）

近年、富士山の市街地近くで新たな火口が発見されたこと等による想定される火口の範囲の拡大や、桜島で大規模噴火の可能性が指摘されたことなど、日本全国で火山活動が活発化した際の備えが急務となっており、噴火災害が発生する前の予防的な観点から、活動火山対策の更なる強化を図り、住民、登山者等の生命及び身体の安全を確保することを目的として改正。

（1）避難確保計画の作成等に係る市町村長による援助等【追加】

不特定多数の者が利用する施設や、避難に時間を要する要配慮者が利用する施設に作成が義務付けられている、利用者の安全を確保するための避難確保計画の作成が十分に進んでい

ない状況を踏まえた対策

（２）登山の期日、経路等の情報の提供を容易にするための配慮等【追加】

- ① 地方公共団体が登山届等提出の容易化に配慮することを規定（オンラインによる登山届の導入等）
- ② 登山届等の情報が火山噴火時等の救助活動にとって重要であることを明記
- ③ 登山届等の提出の努力義務規定の内容を強化

（３）迅速かつ的確な情報の伝達等【追加】

情報通信技術の活用等を通じて、火山現象の発生時における住民や登山者等の円滑かつ迅速な避難のために必要な情報を迅速かつ的確に伝達することを規定

（４）火山現象に関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び継続的な確保等【追加】

- ① 国及び地方公共団体は、相互の連携の下に、人材の育成及び継続的な確保に努める。
- ② 国は、火山に関する観測、測量、調査及び研究を推進するため、必要な予算等の確保や、地方公共団体に対する必要な援助に努める。

（５）火山調査研究推進本部の設置【新規】

文部科学省に、火山に関する観測、測量、調査及び研究を一元的に推進するための火山調査研究推進本部を設置

（６）火山防災の日【新規】

8月26日を「火山防災の日」に制定

（７）その他

政府は、火山に関する最新の科学的知見等を勘案し、活動火山対策の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずる。

21. 防災基本計画の修正（令和6年6月28日）

（１）最近の施策の進展等を踏まえた修正

- ① 新たな総合防災情報システムの運用開始
- ② 水害対策の強化
- ③ 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

（２）関連する法令の改正を踏まえた修正

- ① 活動火山対策の強化＜活動火山対策特別措置法の改正＞
- ② 災害支援ナースの充実・強化＜医療法の改正＞
- ③ 国が取得した指定洪水予報河川に関する予測水位情報について、都道府県の求めに応じた提供の実施＜水防法及び気象業務法の改正＞
- ④ 緊急通行車両確認標章等の事前交付＜災害対策基本法施行令の改正＞

（３）令和6年能登半島地震を踏まえた修正

- ① 被災地の情報収集及び進入方策

- ② 自治体支援
- ③ 避難所運営
- ④ 物資調達・輸送
- ⑤ 長時間継続する津波の見通し等に関する解説
- ⑥ より実態に即した液状化リスク情報の提供

第5 栃木県地域防災計画の修正

直近の栃木県地域防災計画の見直しは、令和6年4月に以下のとおり修正しています。

1. 令和6年4月の修正

(1) 修正の趣旨

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画を地域防災計画に位置付けたほか、関連法令の改正、国の防災基本計画の修正等を踏まえた修正を行ったもの。

(2) 主な修正項目

① 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域への指定に伴う修正

東日本大震災の教訓を踏まえ、南海トラフ地震特措法と同程度に対策を強化する必要があることから、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進特別措置法が改正され、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」として、本県16市町が令和4年9月に指定された。

指定された市町（東日本大震災の推計震度分布で震度6弱以上）
宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那須町、那珂川町

推進地域を含む道県の防災会議は、地域防災計画において「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」を定めるよう努めることとされている。

本県の地域防災計画震災対策編は、推進計画として定める事項を既に定めているため、震災対策編が推進計画を含む旨を追記した。

推進計画として定める事項
・避難場所、避難経路、消防用施設等の整備に関する事項
・防災訓練に関する事項
・防災関係機関との連携協力の確保に関する事項

② 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴う修正

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害により、多くの人命や財産が失われたことを受け、宅地造成等規制法が抜本改正され、土地の用途にかかわらず全国一律で危険な盛土を規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」が令和5年5月26日に施行された。

このため、盛土等に伴う災害の防止に向けて、県が盛土規制法に基づき実施する対策を計画に追記した。

ア 基礎調査

- ・規制区域の指定等に向けた基礎調査の実施

イ 規制区域の指定等

- ・市町の意向を踏まえた規制区域の指定
- ・盛土等の工事規制、災害防止に向けた既存盛土等の監督処分等

③ 防災基本計画の修正に伴う修正等

長周期地震動階級、北海道・三陸沖後発地震注意情報の追記等、所要の修正を行った。

第6 計画の目次構成

計画の目次構成は以下のとおりです。

塩谷町地域防災計画目次構成（案）	現計画における記載状況	備考
第1部 共通編		
第1章 総則		
第1節 計画の目的等	○	
第2節 防災関係機関等の責務と業務の大綱	○	
第3節 塩谷町の防災環境	○	
第4節 災害履歴	○	
第5節 被害想定	○	
第6節 本計画の見直しの理念と視点	○	
第2章 予 防		
第1節 防災意識の高揚	○	
第2節 地域防災力（自主防災組織、消防団、ボランティア団体等）の充実・ ボランティア連携強化	○	
第3節 防災訓練の実施	○	
第4節 避難行動要支援者対策	○	
第5節 物資・ 資 機材等の備蓄・ 調達 体制の整備	○	
第6節 水害・台風、竜巻等風害に強いまちづくり	○	
第7節 火災に強いまちづくり	○	
第8節 火山災害に強いまちづくり	○	
第9節 震災に強いまちづくり	○	
第10節 土砂災害・山地・地盤災害予防対策	○	
第11節 水防体制の整備	○	
<u>第12節 雪害等予防対策</u>	新規項目	
第13節 農林業関係災害予防対策	○	
<u>第14節 防災気象情報の収集・伝達体制の整備</u>	新規項目	
第15節 情報通信・放送網の整備	○	
第16節 避難体制の整備	○	
第17節 <u>火災予防及び消防・救急・救助体制の整備</u>	○	
第18節 保健医療体制の整備	○	
第19節 緊急輸送体制の整備	○	
第20節 防災拠点の整備	○	
第21節 建築物災害予防対策	○	
第22節 <u>公共施設等インフラ事業者等の災害予防対策</u>	○	
第23節 危険物施設等災害予防対策	○	
第24節 鉱山、岩石採取場等災害予防対策	○	
第25節 <u>文</u> 教学校、 <u>社会教育施設</u> 等災害予防対策	○	
<u>第26節 航空消防防災体制の整備</u>	新規項目	
第27節 大規模災害時における応援・受援	○	

塩谷町地域防災計画目次構成（案）	現計画における記載状況	備考
第 25 <u>28</u> 節 孤立集落災害予防対策	○	
第 26 <u>29</u> 節 災害廃棄物等の処理体制の整備	○	
第3章 復旧・復興		
第1節 復旧・復興の基本的方向の決定	○	
第2節 民生の安定化対策 <u>住民生活の早期再建</u>	○	
第3節 公共施設等災害 <u>インフラ施設等の早期復旧</u> 対策	○	
第2部 災害応急対策編		
第1章 水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策		
第1節 活動体制の確立	○	
第2節 <u>防災気象</u> 情報の収集・伝達及び通信確保対策	○	
第3節 <u>浸水・洪水・土砂災害等の</u> 災害拡大防止活動	○	
第4節 相互応援協力・応援、派遣要請	○	
第5節 災害救助法の適用	○	
第6節 <u>災害発生時の</u> 避難対策	○	
第6の2節 広域一時滞在対策	○	
<u>第7節 災害警備活動</u>	新規項目	
第 7 <u>8</u> 節 救急・救助活動	○	
第 8 <u>9</u> 節 医療 ・ 救護活動	○	
第 9 <u>10</u> 節 緊急輸送活動	○	
第 10 <u>11</u> 節 食料・飲料水・生活必需品 <u>物資・資機材</u> 等の調達・供給活動	○	
第 11 <u>12</u> 節 農地・農林業用施設等 <u>関係</u> 対策	○	
第 12 <u>13</u> 節 保健衛生活動	○	
第 13 <u>14</u> 節 遺体の捜索・処置・埋葬	○	
第 14 <u>15</u> 節 障害物等除去活動	○	
第 15 <u>16</u> 節 <u>災害</u> 廃棄物処理活動	○	
第 16 <u>17</u> 節 実教 <u>学校・社会教育</u> 施設等応急対策	○	
第 17 <u>18</u> 節 住宅応急対策	○	
第 18 <u>19</u> 節 労務供給対策	○	
第 19 <u>20</u> 節 公共施設 <u>インフラ施設等の</u> 応急対策	○	
第 20 <u>21</u> 節 危険物施設等応急対策	○	
第 21 <u>22</u> 節 広報活動	○	
第 22 <u>23</u> 節 自発的支援 <u>ボランティアや義援物資・義援金</u> の受入	○	
第 23 <u>24</u> 節 孤立集落 支援 <u>応急</u> 対策	○	
第2章 火山災害応急対策		
第1節 活動体制の確立	○	
第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策	○	
第3節 二次災害 拡大 <u>拡大</u> 防止活動	○	
第4節 災害救助法の適用	○	
第5節 <u>災害発生時の</u> 避難対策	○	
第6節 救急・救助、医療及び消火活動	○	
第7節 緊急輸送活動	○	

塩谷町地域防災計画目次構成（案）	現計画における記載状況	備考
第8節 降灰等対策	○	
第9節 施設・設備の応急対策	○	
第10節 広報活動	○	
第3章 火災・事故災害応急対策		
Ⅰ 火災対策		
第1節 活動体制の確立	○	
第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策	○	
第3節 災害救助法の適用	○	
第4節 消火活動及び救助・救急活動	○	
第5節 災害拡大防止対策	○	
第6節 施設、設備の応急対策	○	
第7節 広報対策	○	
Ⅱ 交通関係事故災害対策		
第1節 活動体制の確立	○	
第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策	○	
第3節 災害救助法の適用	○	
第4節 災害拡大防止対策	○	
第5節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動	○	
第6節 緊急輸送活動	○	
第7節 施設、設備の応急対策	○	
第8節 広報対策	○	
第4章 震災応急対策		
第1節 活動体制の確立	○	
第2節 <u>地震情報等</u> の収集・伝達及び通信確保対策	○	
第3節 相互応援協力・応援、派遣要請	○	
第4節 災害救助法の適用	○	
第5節 <u>災害発生時の</u> 避難対策	○	
第5の2節 広域一時滞在対策	○	
<u>第6節 災害警備活動</u>	新規項目	
第 6 <u>7</u> 節 救急・救助活動・消火活動	○	
第 7 <u>8</u> 節 医療 → 救護活動	○	
第 8 <u>9</u> 節 二次災害防止活動	○	
第 9 <u>10</u> 節 緊急輸送活動	○	
第 10 <u>11</u> 節 食料・飲料水・生活必需品 <u>物資・資機材</u> 等の調達・供給活動	○	
第 11 <u>12</u> 節 農地・農林業用施設等 <u>関係</u> 対策	○	
第 12 <u>13</u> 節 保健衛生活動	○	
第 13 <u>14</u> 節 遺体の搜索・処置・埋葬	○	
第 14 <u>15</u> 節 障害物等除去活動	○	
第 15 <u>16</u> 節 <u>災害</u> 廃棄物処理活動	○	
第 16 <u>17</u> 節 文教施設等 <u>学校・社会教育施設等</u> 応急対策	○	
第 17 <u>18</u> 節 住宅応急対策	○	

塩谷町地域防災計画目次構成（案）	現計画における記載状況	備考
第 18 <u>19</u> 節 労務供給対策	○	
第 19 <u>20</u> 節 公共 インフラ施設等 の 応急対策	○	
第 20 <u>21</u> 節 危険物施設等応急対策	○	
第 21 <u>22</u> 節 広報活動	○	
第 22 <u>23</u> 節 自発的支援 ボランティアや義援物資・義援金 の受入	○	
第 23 <u>24</u> 節 孤立集落 支援 応急対策	○	
第5章 原子力災害対策		
第1 <u>I</u> 総 則		
第1節 計画策定の趣旨	○	
第2節 原子力災害対策 を重点的に充実すべき地域の範囲等 区域	○	
第3節 計画の基礎とするべき 原子力災害の想定	○	
第2 <u>II</u> 予防 （減災）		
第1節 初動体制の整備	○	
第2節 住民等への 情報伝達体制の整備	○	
第3節 避難活動体制等の整備	○	
第4節 モニタリング体制の整備	○	
第5節 住民等の 健康対策	○	
第6節 農林水産物 ・加工食品 等の安全性確保 体制 の整備	○	
第7節 児童生徒等の安全対策	○	
第8節 緊急輸送体制の整備	○	
第9節 住民等に対する 普及 ・啓発活動等 を通じたリスクコミュニケーション の充実	○	
第10節 防災訓練の実施	○	
第3 <u>III</u> 応急対策		
第1節 災害対策本部等の設置	○	
第2節 情報の収集・連絡活動	○	
第3節 住民等への情報伝達 ・広報活動	○	
第4節 屋内退避・避難誘導等	○	
第5節 <u>モニタリング活動</u>	新規項目	
第 5 <u>6</u> 節 医療救護活動等	○	
第 6 <u>7</u> 節 農林水産物 ・加工食品 等の安全性 の 確保	○	
第 7 <u>8</u> 節 児童生徒等の安全対策	○	
第 8 <u>9</u> 節 緊急輸送活動	○	
第4 <u>IV</u> 復旧・復興		
第1節 住民等の 健康対策	○	
第2節 風評被害対策	○	
第3節 除染 ・放射性物質により汚染された 廃棄物の処理	○	
第4節 損害賠償	○	
第5節 各種制限の解除	○	

第7 主な修正項目

■ 町及び防災関係機関の体制等に関する修正事項

1. 町及び防災関係機関の状況等の変化に伴う修正

〔全編〕

町内・近隣の組織・団体の名称等、塩谷町及び防災関係機関の状況や環境の変化等に伴う、最新の状況・データに更新・修正を行った。

2. 町及び防災関係機関の業務の大綱の見直し

〔第1部 共通編 第1章 第2節 防災関係機関等の責務と業務の大綱〕

栃木県地域防災計画の見直しや塩谷町の現状を反映させ、町及び防災関係機関の業務の大綱の見直しを行った。

3. 災害対策本部の事務分掌、職員の動員配備体制の見直し

〔第2部 災害応急対策編 第1章 第1節 活動体制の確立〕

〔第2部 災害応急対策編 第2章 第1節 活動体制の確立〕

〔第2部 災害応急対策編 第3章 第1節 活動体制の確立〕

〔第2部 災害応急対策編 第4章 第1節 活動体制の確立〕

〔第2部 災害応急対策編 第5章 Ⅲ応急対策 第1節 災害対策本部等の設置〕

各災害発生時の職員の配備基準及び内容について、警戒レベル等との連動を図るなど見直しを行った。また、災害対策本部の事務分掌の整理・見直しを行うとともに、防災気象情報の収集・伝達について、各災害対策関係課の体制、休日等における自然災害被害に関する情報収集について記載した。

■ 避難情報・気象情報・避難対策等に関する改訂事項

1. 避難勧告・指示の一本化等に伴う名称修正

〔全編〕

災害対策基本法及び防災基本計画等の改正を踏まえ、避難情報の名称を修正した。

- ・「避難準備・高齢者等避難開始」（以前の避難準備情報）→「高齢者等避難」
- ・「避難勧告」「避難指示（緊急）」→「避難指示」
- ・「災害発生情報」→「緊急安全確保」

2. 「避難情報に関するガイドライン」に沿った避難指示等発令判断基準例の修正等

〔第2部 災害応急対策編 第1章 第1節 活動体制の確立 ・第6節 災害発生時の避難対策〕

災害対策基本法等の一部改正及び「避難情報に関するガイドライン」の改定を踏まえ、キックル情報の活用や5段階の警戒レベルと防災気象情報、避難情報等の関連について記載した。

- ・警戒レベル3：「高齢者等避難」
- ・警戒レベル4：「避難指示」
- ・警戒レベル5：「緊急安全確保」

また、「避難情報に関するガイドライン」等を参考として、避難指示等発令の判断基準例を見直した。

3. 被害想定の修正

〔第1部 共通編 第1章 第5節 被害想定〕

本町の浸水想定区域について、県公表（令和4年5月、令和5年5月）の洪水浸水想定区域図が公表されている河川、洪水浸水想定区域図が公表されているダム下流域の河川を記載した。

4. 浸水想定区域内における対策

〔第1部 共通編 第2章 第4節 避難行動要支援者対策 ・第11節 水防体制の整備〕

要配慮者利用施設等の避難確保対策として、洪水浸水想定区域、ダム下流河川の浸水想定範囲及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（その他の主として防災上配慮を要する者が利用する施設）であって、その利用者の洪水時等に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、施設名称、所在地及び浸水害や土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所・避難経路等の周知し警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める旨記載した。

5. 指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所の指定等

〔第1部 共通編 第2章 16節 避難体制の整備〕

災害対策基本法の改正に伴う指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所の指定基準・指定における留意点、施設整備の方針、住民等への周知等について修正した。

また、福祉避難所の指定を行ったほか、帰宅困難者対策について記載した。

6. 個別避難計画の作成・活用、要配慮者対策の見直し

- 〔第1部 共通編 第2章 第4節 避難行動要支援者対策〕
- 〔第2部 災害応急対策編 第1章 第6節 災害発生時の避難対策〕
- 〔第2部 災害応急対策編 第4章 第5節 災害発生時の避難対策〕

発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うにあたっての留意点及び避難場所、避難経路等の具体的な支援方法等を定める個別避難計画の作成を含め、要配慮者の安全確保のため、要配慮者対策全般を見直した。

7. 災害関連情報の改正等に伴う見直し

- 〔第1部 共通編 第2章 第8節 火山災害に強いまちづくり
・第14節 防災気象情報の収集・伝達体制の整備〕
- 〔第2部 災害応急対策編 第1章 第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策〕
- 〔第2部 災害応急対策編 第2章 第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策〕

災害関連情報の改正等を踏まえ、防災気象情報、地震情報、火山現象に関する予報及び警報等を最新の内容に更新した。

また、警戒レベル、キキクル、洪水予報河川、火災気象通報等の内容について記載した。

※キキクル：大雨による災害発生の危険度の高まりを地図上で確認できる「危険度分布」の愛称。

8. 多様な視点を取り入れた避難体制の整備

- 〔第2部 災害応急対策編 第1章 第6節 災害発生時の避難対策〕
- 〔第2部 災害応急対策編 第4章 第5節 災害発生時の避難対策〕

災害時の多様な視点を取り入れた避難運営体制として、避難所における女性やこどもに対する暴力防止と安全性の確保、相談窓口の設置や、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用した情報提供等の避難所運営について女性や子ども、障がい者等への配慮すべき事項を記載した。

9. 被災者生活支援の修正

- 〔第1部 共通編 第3章 第2節 住民生活の早期再建〕

被災者のための相談・支援として、一人ひとりの被災者の状況を把握したうえで、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続できるよう総合的な相談窓口を設置するなど、地域の実情に応じた被災者支援の仕組みの整備等について記載した。

■ その他、防災基本計画・県計画等の修正を踏まえた見直し

1. 国土強靱化計画の位置づけ

〔第1部 共通編 第1章 第1節 計画の目的等〕

本町における災害に係る予防、応急及び復旧・復興対策に関し、塩谷町国土強靱化地域計画との整合を図りながら総合的かつ計画的に推進する旨記載した。

2. 応援・受援体制の整備

〔第1部 共通編 第2章 第27節 大規模災害時における応援・受援〕

〔第2部 災害応急対策編 第1章 第4節 相互応援協力・応援、派遣要請〕

〔第2部 災害応急対策編 第4章 第3節 相互応援協力・応援、派遣要請〕

総務省が平成30年3月から運用開始し都道府県が管内市区町村と一体的に被災市区町村へ人的派遣を行う応急対策職員派遣制度や、大規模災害発生により県内市町又は他都道府県において行政機能が喪失する等重大な被害が発生した場合に、市長会及び町村会と連携して県・市町が一体となった「チーム栃木」として職員を派遣する等の応援体制について記載した。

3. 医療・福祉関係機関との連携

〔第1部 共通編 第2章 18節 保健医療体制の整備〕

医療機関等と連携し、国、県、市町、栃木県医師会、病院、消防本部（局）等をネットワークで結ぶ広域災害・救急医療情報システム（E M I S）を活用した迅速な搬送体制の確立と救急医療の提供体制の整備や、D M A T・L D M A T（災害医療派遣チーム）、D P A T（災害派遣精神医療チーム）、D H E A T（災害時健康危機管理チーム）、D W A T（栃木県災害福祉支援チーム）その他の災害対策に係る保健医療福祉活動を行う組織について記載した。

4. 水害対策

〔第1部 共通編 第2章 第11節 水防体制の整備〕

〔第2部 災害応急対策編 第1章 第3節 浸水・洪水・土砂災害等の災害拡大防止活動〕

洪水予報伝達体制の整備のほか、町水防計画に基づく水防活動の実施、ダムからの放流による洪水被害の拡大防止について記載した。

5. 盛土等による災害防止に向けた対応、土砂災害対策

〔第1部 共通編 第2章 第10節 土砂災害・山地・地盤災害予防対策〕

静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害等を踏まえた「宅地造成及び特定盛土等規制法」の施行により、県内においては、盛土規制法に基づく規制区域を令和7年4月1日に指定し、運用が開始される予定となっている。運用開始後、規制区域内で許可対象となる盛土等を行う場合は、あらかじめ許可又は届出が必要となる。また、宅地造成等の際に行われる盛土・切土だけでなく、単なる土捨て行為や土石の一時的な堆積についても規制の対象となる。

また、土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて（令和5年国土交通省通知）を受け、災害危険箇所の名称及び土砂災害警戒区域等の現況について修正した。

6. 広域一時滞在の協議等の国・県の代行

〔第2部 災害応急対策編 第1章 第6の2節 広域一時滞在対策〕

〔第2部 災害応急対策編 第4章 第5の2節 広域一時滞在対策〕

町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、被災住民について広域一時滞在有の必要があると認められる場合の県内市町との協議についての県の協議代行、県外広域一時滞在有の必要があると判断される場合の他都道府県に対する県外広域一時滞在有に係る国の協議代行について記載した。

7. 建築物災害対策の修正

〔第1部 共通編 第2章 第21節 建築物災害予防対策〕

天井脱落対策、ブロック塀等の倒壊防止対策のほか、石綿含有建材使用建築物への予防対策について記載した。

8. 危険物施設等災害対策の修正

〔第1部 共通編 第2章 第23節 危険物施設等災害予防対策〕

危険物取扱事業所等に対する防災体制の強化について記載した。

9. 火災対策・林野火災対策の修正

〔第2部 災害応急対策編 第3章 I 火災対策 第4節 消火活動及び救助・救急活動〕

火災警報発令の位置づけのほか、林野火災対策として「林野火災の予防及び消火活動について（通知）」（令和4年7月25日改正、消防庁）に基づき実施する旨記載した。

10. 火山災害対策の修正

〔第2部 災害応急対策編 第2章 火山災害応急対策〕

火山現象に関する予報及び警報について更新したほか、避難指示等判断基準例を修正した。

11. 雪害対策の修正

〔第1部 共通編 第2章 第12節 雪害等予防対策〕

異常降雪への予防対策として、雪害等予防対策を新規追加した。

12. 災害廃棄物対策

〔第1部 共通編 第2章 第29節 災害廃棄物等の処理体制の整備〕

〔第2部 災害応急対策編 第1章 第16節 災害廃棄物処理活動〕

〔第2部 災害応急対策編 第4章 第16節 災害廃棄物処理活動〕

災害廃棄物処理に関する事項は、本計画のほか「塩谷町災害廃棄物処理計画」に基づくものとし、同計画を位置づけた。

13. 原子力災害対策の修正

〔第2部 災害応急対策編 第5章 II 予防 第1節 初動体制の整備〕

原子力災害対策指針の令和4年7月6日改正のほか、複合災害の場合も想定した複数の連絡手段の確保や、モニタリング活動について記載した。

■ 資料編

1. 指定避難所の追加

〔資料編〕

新庁舎開庁に伴い、本庁舎を指定避難所に追加した。